

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業
(学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究)
審査基準

1 採択案件の決定方法

提出された企画提案書（事業実施計画書）について審査を行い、後述「3 評価方法」に記載する各評価項目の得点合計が30点を超えるものの中から、予算の範囲内で、実施主体別に得点合計が高い順に採択する。また、同計画書において特出した取組や独自提案等、各項目について特に優れた点等があれば考慮するが、得点合計が30点を超えている場合でも、以下「評価項目」内に1つでも得点が1点のものがあるとき、当該事業実施計画書は採択しない。ただし、得点が3点未満の評価項目がある場合、同計画書の内容を修正することを採択の条件とすることがある。

なお、公募要領に記載する採択件数は公募時点の予定件数であり、審査評価委員会の決定により件数が増減する場合がある。

2 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

評価は、以下「評価項目」における各項目について、以下「評価基準」に基づき、事業実施計画書ごとに絶対評価で実施するとともに、各審査評価委員が各々評価した結果の合計を平均したものを、当該提案者の得点とする。

【評価項目】（合計70点満点）

(I) 事業内容に関する評価項目（【配点】①：30点、②～⑥：各5点【計55点満点】）

① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されていること（※）。

ア 別添2「2(1) 1人1台端末も活用した学習上の困難の早期かつ客観的把握に係る実践と検証」において、同(1)に掲げる各観点から、取組予定内容が多角的かつ具体的に記載されているとともに、当該取組により見込まれる成果内容が具体的に記載されていること。

イ 同「(2) 1人1台端末等を積極的に活用した支援に係る実践と検証」において、1人1台端末の積極的な活用による、学習上の困難のある子供にとっての個別最適な学びの実現という観点から、取組予定内容が独自性のある効果的なものであり、当該取組により見込まれる成果内容が具体的に記載されていること。

ウ 同「(3) 学習障害のある児童生徒等に対する1人1台端末等の活用に係る成果のまとめ」において、他の地域や学校における実践促進の観点から、取組予定内容が幅広い普及展開に資する内容となっていること。

〔（※） 評価項目(I)①（重点評価項目）の得点は、ア～ウの各得点に2を乗じた数とする。〕

- ② 事業のスケジュールが現実的であること。
- ③ 事業終了後も、継続可能かつ域内に成果の展開が可能な（特定の地域や学校に限定されないような）事業構成になっていること。
- ④ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ⑤ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。
- ⑥ 妥当な経費が示されていること。

(2) 事業実施主体に関する評価項目（【配点】①～③：各5点〔計15点満点〕）

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため、協力自治体や研究実践校等への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

【評価基準】

各評価項目は、以下「5段階評価」により評価を実施する。

〈5段階評価（内訳）〉

- ア 大変優れている：5点
- イ 優れている：4点
- ウ 普通：3点
- エ やや劣っている：2点
- オ 劣っている：1点

(参考) 配点一覧

評価項目	配点	備考
(1) 【評価項目(1)】 事業内容に関する評価項目 (【配点】①：30点、②～⑥：各5点【計55点満点】)		
① <重点評価項目> 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されていること(※)。		
ア	5点 (×2)	(※) 評価項目(1)①の得点は、ア～ウの各得点に2を乗じた数とする。
イ	5点 (×2)	
ウ	5点 (×2)	
②	5点	
③	5点	
④	5点	
⑤	5点	
⑥	5点	
小計 (評価項目(1)全体)	55点／70点	
(2) 【評価項目(2)】 事業実施主体に関する評価項目 (【配点】①～③：各5点【計15点満点】)		
①	5点	
②	5点	
③	5点	
小計 (評価項目(2)全体)	15点／70点	
合計	70点満点	